公共工事での建設労働者の賃金改善を て(北海道

建交労北海道本部書記長 俵 正好

対象を拡大」と知事が答弁 「二次以下の下請けにも調査

場合は次年度の再調査を検討すると 質疑で、日本共産党の真下紀子議員 対策をとるべきだ」と追及しまし 請けや労賃についてさらに実効ある いう答弁があったが、知事として下 設計労務単価を一〇%以上下回った 査」についてとりあげました。 が、道発注工事の「下請等状況調 海道議会予算特別委員会の知事総括 二〇一二年十月三日に開かれた北 真下議員は、「先の分科会質疑で、

> ついて要請していきたい」と答弁し 下請けについても対象をさらに拡大 するなど、調査の充実・強化に努 することは必要であり、二次以下の 「労務単価の状況をより詳しく把握 これにたいし高橋はるみ知事は、 今後とも適正な賃金の支払いに

のこの答弁は、事態の改善に向けた 計労務単価を大きく下回る低労務費 働者の賃金低下が深刻であり、とく での雇用がひろがっています。今回 に、二次、三次等の下請けでは、設 歩となるものです。 北海道では、公共工事での建設労

十一件、八〇%以下十七件 設計労務単価の九〇%以下四

ついて質問しました。 下議員が、建設労働者の賃金改善に 特別委員会(第二分科会)では、真 これに先だつ九月二十八日の予算

らかにするよう求めました。 ○%以上下回っていた件数」をあき 等実態調査」での労務単価の調査 ら実施している「建設工事下請状況 で、「公共事業設計労務単価より 真下議員はまず、道庁が〇九年か

十三件、一一年度が四十一件であ 七件である」と答弁しました(表 たのが一〇年度五件、一一年度が十 り、このうち二〇%以上下回ってい は、「〇九年度が二件、一〇年度が これにたいし道建設部の担当課長

九〇%以上で受注している元請けで さらに、真下議員の「予定価格の

> するなど対策が必要ではないか」と 低労務費が増えている。調査を強化 請』している」と答えました。 上下回っていた場合には改善を『要 いう追及に、担当課長は「一〇%以

疑でとりあげたものです。 真下議員は「基準を明確にすべき と答弁しました。これらを受けて、 増やすことが必要だ」(真下議員) とを検討する」(担当局長)、さらに 応じて対象にしている」(担当課長) の指摘に、「各建設管理部で必要に り、三次以下もふくめて調査対象を 「下請の調査対象数が年々減ってお いう質問にたいしては、「確認はし 認はしているのか」(真下議員)と だ」と求め、十月三日の知事総括質 元請けは、翌年の調査対象にするこ ていない。一〇%以上下回っていた また、「改善されたかどうかの確

総合評価方式の改善と公契約 条例制定を求める

と求めました。 き上げのため、道としての対策を」 がつづいており、設計労務単価の引 「低賃金のために技能労働者の減少 また、分科会質疑で真下議員は

62

情報と交流の広場

「建設工事下請状況等調査」での労務単価分布

		2009年		2010年		2011年	
		元請	下請	元請	下請	元請	下請
10%超下回った件数		0	2	5	8	21	20
	うち、20%超下回った件数	0	0	0	5	11	6

※「10%超|「20%超|は、公共工事設計労務単価と実際の労務単価とのか い離の幅(道建設部・各建設管理部所管分)

(北海道の資料から)

公共工事設計労務単価(主要10職種)

(北海道、8時間あたり単価)

			(利の存在への利用の)にサー両/						
	2000年度	2005年度	2010年度	2012年度					
特殊作業員	16,400円	14,300円	13,100円	13,400円					
普通作業員	13,300円	11,800円	10,800円	11,000円					
軽作業員	11,200円	9,600円	8,900円	9,200円					
とびエ	14,800円	15,100円	13,500円	13,400円					
鉄筋工	15,500円	13,600円	13,200円	13,600円					
運転手 (特殊)	16,200円	14,900円	13,200円	13,300円					
運転手 (一般)	13,400円	12,000円	11,100円	11,100円					
型枠工	16,200円	14,500円	13,100円	13,100円					
大工	17,400円	14,400円	13,500円	14,000円					
左官	18,900円	14,900円	14,300円	14,000円					
(因素少 典表少八主次料本)									

(国交省、農水省公表資料から)

回答不能に陥ることもたびたびでし いれば適正だ」などという答えや、 指導する」と回答してきましたが と、「法律上は最低賃金を上回って 「適正な賃金とはなにか」とただす

の答弁は、建設労働者の賃金改善に ついて、これまで以上のことはしな ものにとどまり、真下議員は「いま わりました。 いということだ」とのべて質問を終 について「動向を注視する」という

設計労務単価 毎年のように下がりつづける

ます (表2)。 北海道の公共工事設計労務単価 毎年のように下がりつづけてい

は

総合評価方式の説明と、公契約条例

しかし担当局長の答弁は、現在の

剣に検討すべき」と求めました。 をすることや公契約条例の制定を真 総合評価方式で賃金に着目した改善 するのかが大事だ」とのべ、「道の 下げられる。引き上げるためにどう づくいまのやり方ではいっそう引き ため、真下議員は「実勢単価にもと している」という答弁をくり返した 都道府県、政令市などで調査し設定 これにたいし担当局長は、

に一定の変化が生まれる くり返し道庁と交渉し、 回答

道庁と交渉を重ねてきました。 建交労北海道本部は、これまで毎 建設労働者の賃金問題について

及してきました。 下がっていく悪循環の根源だ、と追 であり、それが毎年のように単価が の労働者に支払われていないのは 務単価を大きく下回る賃金しか現場 「税金の不正支出」とも言える問題 道が発注する公共工事で、設計労

道庁は、「適正な賃金の支払いを %以上低くても、法令に違反してい 姿勢にとどまっています。そのこと ○%以上低い賃金が増えてきました。 ない。改善を『要請』する」という るわけではないので『指導』はでき もあって、道の調査でも年ごとに

県・政令市が発注した工事の賃金を る仕組みです。 回れば、必然的に翌年の単価が下が 支払われる賃金がこの労務単価を下 調査した「実勢賃金」です。実際に れます。前年の十月に、国・都道府 治体をふくむ公共工事の積算で使わ 林水産省が設定するもので、 この労務単価は、国土交通省と農 、地方自

受けて、「最低制限価格」を九〇% に近くなった建設業界からの要望を に引き上げました。 ンピング競争の結果、利益率がゼロ 〇九年七月から道庁は、

なくなりました。 を下回る場合は特別の調査対象にす る」など、労働者の賃金についても 反映して、「設計労務単価の九〇% ことになるし、建交労などがくり返 済」策だけでは世論の批判を浴びる 定の改善措置をとらなければなら 賃金の改善を要求してきたことも しかし同時に、この「ゼネコン救

要請した」という回答になりました。 賃金」についての回答に変化が生ま からみて、好ましくないので改善を り一〇%以上低い場合は、最低制限 価格を予定価格の九〇%としたこと れ、一一年には、「設計労務単価よ しかし、「設計労務単価より一〇 一〇年以降の交渉では、「適正な

議会と自治体第177号(2013.1)

63

こうしたなかで、道議会で真下議

異常なダ

代の同僚は八千五百円。親方からは き上げにつなげなければなりません。 いました。こうした労働者の賃金引 れない』と言われている」と話して 『元請が安く出すから給料を上げら は、「おれの日給は九千円、二十歳 けで働く労働者(四十二歳・男性) はっきりしましたし、知事などから 員が質問でとりあげたことで問題が 定の改善の方向が答弁されました。 道が発注した土木工事の四次下請

けるために 実際の賃金引き上げに結びつ

にしています。 先など)とあわせてひろげる」こと 付実績報告書、地元業者・資材の優 計労務単価の明記、建退共の証紙貼 道内の主要な市に『函館方式』(設 を実効あるものにさせるとともに、 建交労北海道本部は、「道の措置

たない」となげくほどです。 ないだろう。低い労賃で後継者が育 「こんなにもらっている労働者はい 現場代理人が労務単価の表を見て 査を実施しました。現場の実態は そして、発注者がしっかりと「指 一二年の秋には、函館市、 釧路市で、市発注工事の現場調 旭川

> 帳」などを確認するだけなので、「賃 ます(現在の道の調査は「賃金台 制定をめざしている「公契約条例」 ま全国にひろがり、札幌市などでも 告」できるようにするためにも、 働者が安すぎる賃金をみずから「申 導」できるようにするためにも、 能性があるし、実例も報告されてい 金台帳」の改ざんがおこなわれる可 を制定することが必要だと考えてい ます)。 労

題」(未加入の下請け業者を公共事 ぐっては、いま「社会保険未加入問 建設労働者と下請け建設業者をめ

> 題の解決にはなりません。企業は、 されることになってしまいます。 れ、労働者は、保護の法令から排除 分を下請けに渡さないままでは、問 算している社会保険料の事業主負担 っています。元請けが、発注者が積 業から排除する)も大きな問題とな 「一人親方」にして雇用責任を逃

りくむ決意です。 労働者の賃金・労働条件の改善にと の協力・共同をいっそう強め、建設 たち建交労は、日本共産党の議員と こうした問題の解決をふくめ、私

たわら・まさよし)

する制度です

日本は一九七九年に批准していま 依存しているのが実態です。 す。しかし、日本の義務教育は、無 べての者にたいして無償とすること **價を大きくかけ離れ、父母の負担に** 義務教育の無償化条項については、 初等教育は義務的なものとし、す -これは国際人権規約の規定で、

拡大 国が就学援助対象を三項目

囲で補助する、ことになっています。 主体は市町村と定め、就学援助法で き下げ等、 治体では、認定基準・支給単価の引 要保護者のみとなり、準要保護者に 学援助の予算について、国が市町村 は、国は市町村にたいして予算の節 般財源化)ました。このために、自 たいしては交付税措置に代わり(一 にたいし補助金として支給するのは ところが、二〇〇五年度から、就 学校教育法第十九条では、援助の さまざまな問題が生じて

割 準の一・一倍、 は 出水市の認定基準は、生活保護基 給食費と修学旅行費が実費の九 宿泊をともなう校外活動費は支 支給単価の問題で

います。

準要保護者 の就学援助対象拡大を実現

(鹿児島・出水市

党鹿児島·出水市議

中嶋敏子



を無償とす 法第二十六条 る」とした憲

度は、「義務 教育は、これ 就学援助制

学奨励についての国の援助に関する 小・中学生のいる家庭に、学用品費 で、経済的理由によって就学困難な 法律)によっておこなわれるもの (就学困難な児童及び生徒に係る就

と関係法にもとづいた就学援助法 費等)、給食費、医療費などを補助 や入学準備金(新入学児童生徒用品

64